

平成29年(ラク)第979号

特別抗告提起事件

抗告人 宮部龍彦

相手方 部落解放同盟 外5名

特別抗告理由書

平成29年10月19日

最高裁判所 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

第1 相手方らが「同和地区出身者」と見なして判断がされたことは憲法14条1項に違反すること

原決定は、相手方らが「同和地区出身者」であるという前提のもとに判断がされたものである。

この点につき、原決定は「個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではない」(第一審裁判所決定24頁)として正当化する。

しかし、「同和地区出身者」との用語は相手方らが出版禁止等仮処分申立書等で使用した「被差別部落出身者」の言い換えであり、いわゆる「部落民」と同等の意味で一般に認知されている言葉である。そもそも「出身者」という言葉は単に地区と結びつくものではなく、血筋などと相まって認識されるものである。例えば両親が仕事の都合上移転を繰り返していたような場合、物理的な出生地ではなく、両親のルーツが出身地であると本人や周囲に認識されることはごく普通にあり得るこ

とである。

また、既に失効した同和対策事業の関連法規は、便宜上地域対策そして行われたものであり、現住民を対象としたことはあっても「同和地区出身者」なる概念はない。

部落差別の起源とされる、近世の被差別身分は、明らかに土地ではなく、血統によるものである。戦後の同和事業が地域対策であったことをもって、「一定の地区」の出身者であることを差別と結びつけるのであれば、現在の部落差別はもはや近世の差別の名残ではなく、行政や司法が戦後になって新たな被差別身分を創出し、差別を拡大したと言わざるを得ない。

また、本当に「同和地区出身者」が「一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎ」ないというのであれば、なおのこと本件出版禁止仮処分のような激的な対応を裁判所が行う必要はないはずである。すなわち、裁判所は「同和地区出身者」を単なる一定地区の出身者ではなく、「被差別身分」と認識しているのである。

従って、「同和地区出身者」が身分にあたらぬとの原決定の判断は憲法の解釈を誤っており、「同和地区出身者」が憲法14条1項にある「社会的身分又は門地」に該当するものであることは明らかである。そして、相手方を「同和地区出身者」と見なし、そのことを前提に法律上の判断を行った原決定は法の下での平等に反しており、憲法第14条1項に違反している。

原決定は「同和問題においては、本来、人の人格的価値がその生まれた場所や居住している場所等の地名によって左右されるべきではないのに同和地区出身者であるということだけで差別的な取扱いを受けることがあるという点が問題なのであり、個人相手方らには、このような不合理な差別を受けないという人格的利益が認められるというべきである」(第二審裁判所決定8頁)と述べているが、本件

において、個人の人格を土地と結びつけ、土地の出身者を「同和地区出身者」と認定し、法律上の判断の理由とするという、不合理な扱いをしているのは裁判所である。

是が非でも同和地区の場所を秘密扱いするという結論を導くために、「人格権に基づく権利侵害行為の差止め」以外に適当な法理論を導けなかったからと言って、土地を個人の人格に結びつけ、現代において誰が被差別身分であると認定するような公文書を作成することは、本末転倒である。

## 第2 実質的に人格権とは無関係な理由による出版等差し止めは憲法21条1項に違反すること

原決定は、形式的には人格権に基づく権利侵害行為の差止めであるというが、実質的にはもはや人格権とは無関係なものである。

原決定は「本件ウェブページ等の公表が禁止されるべき行為であるか否かは、社会通念を踏まえて判断すべきものであり、我が国における現在に至るまでの同和問題への取組み状況は当然に考慮すべき一要素にあるというべきである」(第二審裁判所決定7, 8頁)と述べており、結局のところ政治的な背景が理由にあることを認めており、個人の人格権とは離れたところで同和地区地名の公表が良いか悪いかという判断をしたものである。

特定の地区ではなく、なぜ全国津々浦々の部落がまとめて個人相手方らの人格に関わるのかについて、第二審裁判所決定9ページの「オ 抗告人は、個人相手方らに～」の部分で説明されているが、全体として趣旨が不明である。特に「本件ウェブページなどの公表の禁止を求めることが認められるのは、個人相手方らに対し全国の各同和地区の地名の公開の是非を決める権利が認められるからではなく」と述べていることは、もはや人格権が問題ではないことを示している。

人格権とは、特定の個人に帰属するものであって、それをどう扱うかは個人の自由である。本件は民事訴訟であり、人格権の問題として処理しておきながら「個人相手方らに対し全国の各同和地区の地名の公開の是非を決める権利が認められるからではない」というのは、もはや人格権の概念では説明不可能である。全国に裁判所が言うところの「同和地区出身者」は百万人規模で存在すると考えられるが、本件のような申立てを行ったのは部落解放同盟およびその構成員以外に存在しておらず、事実上、同和地区の地名一覧のようなものであっても、部落解放同盟自身によるもの、部落解放同盟が認めたものであれば、何ら公表を阻害されることはないということである。このことは、部落解放同盟が同和地区の地名の公開の是非を決める権利を持っていることと変わらない。さらに、本件ウェブサイトの一部抽出したものでさえ部落解放同盟らに公表を差し止める権利があるのであれば、同和問題に係る具体的な情報、議論全般を部落解放同盟が支配することに等しい。

また、「抗告人において、同和地区の地名を無理に隠すのは誤りであるとの見解に立ち、自己の出身地の歴史や政治的背景を研究し、発表すること自体が制限されることになるものではない」というが、原決定はまさに抗告人の出身地の歴史や政治的背景を含めて研究発表を禁止しており、矛盾している。本件ウェブサイトから抽出さえしなければ、抗告人が別の趣旨で同和地区の地名の公表を繰り返しても良いというのであれば、本件仮処分は無意味であり、ただのポーズに過ぎないということになる。

「本件ウェブページ等の公表によって生ずる個人相手方らの上記不利益と公表の禁止により抗告人が受ける不利益とを比較衡量する」というが、個人の人格に属するものについてそのような比較衡量が成り立つことがおかしいことである。例えば、兄がアイヌと思われるから弟にアイヌと自称するなど命じたり、隣の家が部落だと思われるから部落の住人を自称するなど誰かに命じたりするくらいおかしいこと

である。「一般地区」の出身者なら、自分の出身地について語る時に、このような「比較衡量」はされないはずで、部落に限って全国各地の部落をひとまとまりにされて「比較衡量」されるのは、差別的で、特殊で、異常で異様なことである。

### 第3 あまりに広範囲で曖昧な仮処分命令は、憲法13条、憲法21条1項、憲法23条に違反すること

本件仮処分は公表を禁止する情報を具体的に示しておらず、具体的にどの記述が問題なのかということほとんど検討していない。

もはや内容が問題ではなく、「抗告人が同和問題について語ることを禁止する」とも取れるし、もととなるウェブサイトが既に存在しないのだから、別のウェブサイトや図書資料を利用すればよいので、意味がない命令とも取れる。

もっとも、抗告人は本件仮処分が出されたことで、同和問題について語ることに何ら萎縮するつもりがないが、通常人の感覚であれば同和問題に係る一切の言論活動を止めるように圧力をかけるようなものであり、重大な人権侵害である。

### 第4 学問の価値を恣意的に判断した原決定は憲法23条に違反すること

原決定は、部落ないし同和地区の地名が列挙された書籍等が存在することを認めつつ、様々な条件をつけてそれらの存在を正当化しながら、本件出版予定物の出版等が許容されるべきことを裏付けるものではないとする(第一審裁判所決定25頁)。例えば、行政資料ならよい、特定の都道府県ならよい、調査研究等に必要ならよいと取れるような記述があるし、過去の出版物は本件ウェブサイトとは趣旨及び内容が異なるとする。

しかし、本件仮処分は趣旨を限定せず、一部を抽出しての転載すら禁止してお

り、矛盾している。結局、趣旨が違おうが、地域が限定されていようが、あまり意味がないということを裁判所はよく認識しているということである。

例えば他の書籍等について「同和問題の行政資料である」と正当化するが、本件ウェブサイトに掲載した全国部落調査はまさに政府の外郭団体が作成したもので行政資料に準ずるものである。また、「網羅的、一覽的」であるかどうか、「特定の都道府県ないしその一部」であるかどうかというのは、まさに五十歩百歩の議論である。

そもそも、原決定が「人格権侵害」を言う理由は、誰かの住所が部落の地名に該当するかどうかを調査できることが問題という趣旨であると考えられるが、そうであれば書籍等が作成された目的が行政資料であろうと研究資料であるとは関係ないことであるし、都道府県や市区町村単位で分散して出版されていても関係ないはずである。

「当該調査・研究等に必要な限り」ならよいといった趣旨のことを言うが、全国の部落を網羅的に研究し、部落の全国的な分布について考察することも必要な研究である。

また、最新の地名が表記されていることを問題視するが、地名の変更履歴は秘密にするような性質のものではなく、歴史的事実として多くの人の興味の対象であるから公知のものであり、住居表示の変更履歴は行政文書として公開の扱いをされている(大阪高等裁判所平成20年(行コ)第128号平成20年12月18日大阪高等裁判所判決 最高裁判所ウェブサイト裁判例情報参照)。

例えば、ある住所が部落の地名に該当するかどうか調べたければ、地名辞典等を手がかりとして、(旧)市区町村等の郷土史、部落解放運動関連書籍等を図書館等で探せば、まさに原決定が正当化しているような出版物が見つかるのである。

また、原決定は全国部落調査が研究資料などで引用されていることを認めており、そのことから全国部落調査に学術的価値があることは明らかであり、原決定はそのことを否定していない。

原決定は本件ウェブサイトの目的が学術研究であることを否定しておらず、また、部落差別を目的としたものだとも述べておらず、前述の通り本件の当事者とは直接関係がない歴史的・政治的背景を挙げて差別目的に使われると言うのみである。しかし、原決定が認めたとおり、全国部落調査が多くの文献から引用され、部落差別解消のための調査、研究のために使われてきたことも事実であり、その復刻版たる本件出版予定物が、ことさら差別のために利用されるものではないことは明らかである。

結局、原決定は他の同様の書籍の存在を正当化しながら、本件出版予定物の出版が否定される理由を説明できていない。仮に、他の同様の書籍は学術的価値があり、本件出版予定物に学術的価値がないというのであれば、学問の価値について裁判所が恣意的に判断し、学問の自由を侵害するものである。

## 附属書類

特別抗告理由書副本 12通